

# 国立大学法人室蘭工業大学ネーミングライツ事業規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (2) 命名権 本学の施設等に愛称を設定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から得た命名権の対価（以下「命名権料」という。）を活用して、本学の教育研究環境の向上を図る事業をいう。
- (4) 施設等 本学が所有する施設、スペースその他資産をいう。

## (ネーミングライツ事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

## (命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。

## (募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。ただし、第10条第2項に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 募集については、ホームページ等により広く行うものとする。
- (2) 命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象となる施設等ごとの募集要項に定めるものとする。

## (応募)

第6条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等（事業者等を斡旋する法人等を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- (4) 本学から取引停止の措置を受けている期間中のもの又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中のもの
- (5) 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- (6) 社会問題を起こしているもの
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）

- (9) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
  - (10) 政治団体
  - (11) 宗教団体
  - (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
  - (13) 国税、地方税等を滞納しているもの
  - (14) その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの
- 2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等（事業者等を斡旋する法人等を含む。）は、別に定めるネーミングライツ事業実施申込書に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- (1) 事業者等の概要を記載した書類
  - (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
  - (3) 登記事項証明書
  - (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (使用できない愛称)

第7条 ネーミングライツ・パートナーは、次に掲げる愛称を使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- (12) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (13) 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- (14) その他愛称として適当でないと認められるもの

(審査機関)

第8条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(決定及び通知)

第9条 学長は、審査委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツ・パートナーに採用する事業者等を決定するものとする。

2 学長は、第6条第2項の規定により応募した事業者等に対し、選考の結果を別に定めるネーミングライツ・パートナー決定通知書又は別に定めるネーミングライツ・パートナー不採用通知書により通知しなければならない。

(契約)

第10条 学長は、ネーミングライツ・パートナーに採用することを決定した事業者等と、命名権の契約を締結するものとする。

2 学長は、前項に規定する契約に係る契約期間の満了後、当該施設等に関するネーミングライツ事業の実施について、当該ネーミングライツ・パートナーと優先的に交渉することができるものとする。

(費用負担)

第11条 当該ネーミングライツ事業の対象となる施設等に係る愛称の標示設置等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 命名権の契約期間の満了又は命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(命名権料の納入)

第12条 ネーミングライツ・パートナーは、命名権料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 学長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第13条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(ネーミングライツ・パートナーの責務)

第14条 ネーミングライツ・パートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から愛称に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(契約解除の申出)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、命名権の契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、別に定めるネーミングライツ事業契約解除申出書を、1月前までに学長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき

(2) ネーミングライツ・パートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき

(3) ネーミングライツ・パートナーが法令及び本学の規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき

(4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

(5) ネーミングライツ・パートナーが倒産又は破産等をしたとき

(6) ネーミングライツ・パートナーが第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき

(7) 前条第2項の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき

(8) その他学長が命名権の契約を解除することを必要と認めるとき

2 学長は、前項の規定により命名権の契約の解除を決定したときは、別に定めるネーミングライツ事業契約解除通知書によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の契約を解除した場合、第12条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(協議)

第17条 この規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学とネーミングライツ・パートナー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(事務)

第18条 ネーミングライツ事業に関する事務は、関係各課の協力を得て、経理課が行う。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月13日から施行する。